# 令和８年度
# 福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金

# 公募要領

【問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課
大峰、練石
TEL : 092-441-1232
FAX : 092-441-3211
E-mail : keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

令和８年３月

福岡市

## １．目的

本事業では、民間企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずる団体を支援することにより、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図ることを目的とします。

## ２．補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができる団体は、中小企業等協同組合法による事業協同組合、商工会議所法による商工会議所その他業種別若しくは地域別に組織された中小企業者若しくは中小企業者以外の会社の団体又はこれらの団体を基盤として組織された団体で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

（１）福岡市の区域内に主たる事務所を有すること。

（２）役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（３）企業等団体の規約等（当該企業等団体の活動の基本的事項を文章により規定したものをいう。以下同じ。）において、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図る目的に類する事項を目的として明記していること。

（４）補助金対象事業に関し、本市の他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

（５）団体等の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。

（６）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。

（７）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。

（８）市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

## ３．暴力団の排除

暴排条例第６条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載してください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

## ４．市税に係る徴収金を滞納していないことの確認

福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付要綱第６条第８号の規定に基づき、税務担当課に、市税等の課税状況及び納付状況についての照会を行います。

「市税の滞納がないことの確認するための同意書」を提出してください。

## ５．補助対象事業

補助金の対象となる事業は、労働環境の改善を目的として行う事業と、従業員の福祉の増進を目的として行う事業で、福岡市内において実施される以下に関するものとします。

（１）講習会、研修会の開催

（２）相談会の開催

## ６．補助対象経費

補助金の対象となる経費は補助対象事業の実施に要する経費のうち次に揚げるものとします。

（１）報償費、旅費、印刷消耗品費、役務費、委託料、自動車借上料、借損料

（２）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

## ７．事業計画の期間及び補助金対象期間

事業計画の期間は、令和８年度の１年間。

令和８年度の補助金の対象期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日まで。

## ８．補助金額

補助金額は、上記の５に掲げる補助対象事業額に補助率（最大で２分の１）を乗じて、予算の範囲内で市長が決定します。

## ９．応募受付

（１） 応募期間

令和８年３月９日（月）から３月18日（水）午後４時まで（必着）

（２） 応募方法

所定の応募書類を、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課

〒812-0011　福岡市博多区博多駅前2-9-28、福岡商工会議所ビル２階
E-mail： keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

に郵送、持参又は電子メールで提出してください。（提出は１部で可）

なお、書類は返却いたしません。

（３）応募書類

ア　福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書

ウ　事業収支予算書

エ　企業等団体の規約等の写し

オ　会員名簿及び役員名簿

カ　市税の滞納がないことを確認するための同意書

※オ及びカは３月12日（木）までに提出してください。

## 10. 審査

（１）審査方法

福岡市職員の審査員が、提出書類に基づき審査を行います。

（２）審査基準

ア　労働環境の改善や、従業員の福祉の向上を目的としているか。

イ　目的、事業内容について、具体性があるか。

ウ　事業内容について、計画どおりの実現が可能か。

（３） 審査内容については、公表しません。

（４） 審査結果は、応募のあったすべての団体に通知します。

## 11. スケジュール（予定）

令和８年３月９日（月）：公募開始（同日公表）

３月12日（木）：「役員名簿」及び「市税の滞納がないことの確認するための同意書」提出締め切り

３月18日（水）：公募締め切り

３月26日（木）：審査

４月１日（水）：結果通知

（交付決定通知書または不交付決定通知書の送付）

## 12. その他

（１） この公募要領は、公募期間中に福岡市ホームページで公表するとともに、福岡市経済観光文化局経営支援課で配布いたします。

（２） 補助金交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び本事業の補助金交付要綱を遵守しなければなりません。

これらの規則や要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

福岡市ホームページに本事業の補助金交付要綱を掲載しておりますので、交付決定後の事業着手に当たっては、交付要綱等を熟読し遵守事項に留意して事業に取り組んでください。

（３）本事業は、令和８年度福岡市当初予算案の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、実施しないことがあります。